

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 4	0 1

時 期	令和4年8月23日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	上下水道局（水道事業会計）
項 目	経営状況について
監 査 結 果 （意見等） の内容	当年度末の給水人口は231,929人で、前年度に比べ1,265人、0.5%減少しました。また、年間総配水量は25,085,008㎥で、前年度に比べ390,768㎥、1.5%減少し、年間有収水量（年間総配水量のうち、水道料金徴収の対象となる水量）は23,342,565㎥で、前年度に比べ330,078㎥、1.4%減少した結果、有収率は前年度に比べ0.2ポイント上昇し、93.1%となっています。 当年度決算は、総収益が44億9,454万円、総費用が48億2,824万円で、差引き3億3,369万円の当年度純損失（前年度2億9,093万円の純損失）が生じています。その結果、当年度末処分利益剰余金は、前年度からの繰越利益剰余金11億7,133万円を加えて8億3,764万円となりました。 当年度の総収益は、前年度と比較すると3億9,226万円増加しています。これは、営業外収益が2億2,948万円減少したものの、営業収益が4億4,041万円、特別利益が1億8,133万円増加したことによるものです。また、当年度の総費用は、前年度と比較すると4億3,502万円増加しています。これは、営業外費用が1,367万円減少したものの、営業費用が2億9,535万円、特別損失が1億5,333万円増加したことによるものです。 なお、営業収益の増加は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活を支援するため、4箇月分の水道料金の基本料金4億4,533万円を減免していたことなど、営業外収益の減少は、この基本料金減免に伴い令和2年度に一般会計から2億880万円の繰入れを受けていたことなど、営業費用の増加は、この基本料金減免に伴い令和2年度に3箇月分の兵庫県営水道料金1億9,395万円の免除を受けていたことなどによるものです。また、特別利益の増加は、旧上下水道局庁舎用地を売却したことにより、固定資産売却益が1億8,270万円生じたことなど、特別損失の増加は、旧上下水道局庁舎の解体撤去により、固定資産除却損が1億5,643万円生じたことなどによるものです。 中長期の経営見通しとして、「収入については、給水収益は給水人口の減少等により微減で推移する。毎年度の人口減少は僅かであっても、今後20年間で累積すると3万人近い減少になると想定している。分担金収入も大規模な開発が減少し、マンション等の小規模開発による収入が中心となるため減少する。これらの収入の減少は経営を圧迫する大きな要因となると見込んでいる。また、収支については、宝塚市水道事業経営戦略に掲げた経営健全化の取組を実施しても赤字が続くと見込まれ、不透明な社会情勢による急激な動力費の高騰等の影響で更に厳しい経営状況となることも想定される。これらを踏まえ、現在、上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）において水道事業の在り方について諮問を行っており、料金改定を含めた水道事業の今後の在り方について慎重に検討を進めている。」旨の説明を受けました。 水道料金に係る検討状況については、令和3年11月から令和4年6月まで、水道料金の改定率を中心に、審議会で5回審議されています。今後のスケジュールについては、「水道事業の審議の後、下水道事業についても審議し、年度内に6回程度の審議会の開催が必要と見込んでいる。答申は令和5年度早々を予定しており、料金改定となる場合の改定時期については、審議会等の意見を参考に決定したいと考えている。」旨の説明を受けました。 水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）（以下「改正水道法」

	という。)の施行に伴い、厚生労働省では「水道の基盤を強化するための基本的な方針(以下「基本的な方針」という。)」が策定されています。基本的な方針においては、水道施設の維持管理及び計画的な更新等に必要な財源を原則として水道料金により確保していくことについて需要者である住民等の理解を得る必要がある。その上で長期的な観点から、将来の更新需要を考慮した上で水道料金を設定することが不可欠である。また、水道事業者等においては、長期的な観点から、将来の更新需要等を考慮した上で水道料金を設定し、おおむね3年から5年ごとの適切な時期に水道料金の検証及び必要に応じた見直しを行うこと等の取組を推進することが重要であると示されています。 今後、水道事業の経営環境はより一層厳しくなると考えられます。更なる企業努力によって経営健全化に努めるとともに、料金改定に係る検討に当たっては、この基本的な方針における視点も考慮して取組を進めてください。
--	--

措置結果又は方針の内容(時期・内容等)	<u>令和4年11月25日 措置通知</u> 給水人口や大規模な開発の減少により、給水収益や分担金などの収益的収入が減少すると見込まれることから、収益構造の改善が必要であると認識しています。水道事業の経営環境はより一層厳しくなると考えられることから、更なる企業努力によって経営健全化に努めるとともに、料金改定に係る検討に当たっては、厚生労働省の基本的な方針における視点も考慮して取組を進めていきます。
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

	整理番号	年度	番号
		0 4	0 2
時 期	令和 4 年 8 月 2 3 日 報告		
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他		
担当課	上下水道局（水道事業会計）		
項 目	兵庫県市町村職員退職手当組合に対する負担金に係る一般会計及び各公営企業会計間の調整について		
監 査 結 果 （意見等） の内容	本市は、兵庫県市町村職員退職手当組合（以下「退職手当組合」という。）に加入しており、従来から一般会計及び各公営企業会計がそれぞれ所管職員に係る負担金を支出しています。 平成 2 6 年度公営企業会計決算から地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 4 年政令第 2 0 号）及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 4 年総務省令第 6 号）に基づく地方公営企業会計基準が適用されます。これは、企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとするため総務省が方針を定めたものであり、退職給付引当金の計上が義務化されました。 平成 2 7 年度末までの負担金支払累計額と退職手当給付累計額を整理した結果、水道事業会計では退職手当給付累計額が 10 億 1,988 万円、下水道事業会計では 2 億 2,360 万円、それぞれ負担金支払累計額を上回っており、この分を退職給付債務額に加えて退職給付引当金として固定負債に計上していました。 一方、病院事業会計では、負担金支払累計額が退職手当給付累計額を 38 億 3,031 万円上回っており、退職給付債務額 18 億 6,107 万円を差引いても、なお 19 億 6,923 万円の残余があり、その結果退職給付引当金を計上する必要がなく、この残余分を前払退職手当組合負担金として固定資産に計上していました。 一般会計では、退職手当給付累計額が負担金支払累計額を 19 億 1,396 万円上回っており、一般会計、各公営企業会計を合わせた市全体としては、負担金支払累計額が退職手当給付累計額を 6 億 7,286 万円上回っていました。 この退職手当組合に対する負担金支払累計額及び退職手当給付累計額の差額における一般会計及び各公営企業会計間の不均衡については、平成 3 0 年 6 月 5 日付けで市長部局及び各公営企業間で「退職手当組合負担金における各会計間の調整に関する協定書」（以下「協定書」という。）が締結され、一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計が病院事業会計に対し、平成 3 0 年度から 25 年かけて調整額 19 億 6,923 万円を支出することで解決を図る合意がなされ、そのうち水道事業会計は 3 億 1,704 万円、下水道事業会計は 3,938 万円をそれぞれ負担することとなりました。また、病院事業会計への支出の際に、一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計間で、平成 2 7 年度以前の退職者の各会計における在籍年数を勘案した人事異動に伴う調整も行われ、平成 3 0 年度決算において、水道事業会計は 5 億 1,153 万円、下水道事業会計は 1 億 6,045 万円がその他特別利益にそれぞれ計上されました。この協定書によって、平成 2 7 年度以前の調整は完了したものとされています。 平成 2 8 年度分については、平成 2 8 年度に一般会計が水道事業会計及び下水道事業会計が支出すべき金額を含め、病院事業会計に対し調整金を支出しました。そして平成 3 0 年度に、水道事業会計及び下水道事業会計は一般会計に対し、一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計間で、平成 2 7 年度以前の退職者の各会計における在籍年数を勘案した人事異動に伴う調整後の割合の金額で調整金を支出しています。水道事業会計及び下水道事業会計が支出すべきであった金額と実際に水道事業会計及び下水道事業会計が支出した調整後の金額との差額は一般会計の負担となっています。これについては、「一般会計の負担とした額を、水道事業会計及び下水道事業会計の特別利益に計上する案で検討しており、令和 4 年度の決算整理で調整を考えている。」旨の説明を受けました。 また、平成 2 9 年度に病院事業会計に対する退職手当組合の負担率が適切な数値まで引き下げられたことにより、病院事業会計における退職手当組合負担金の		

	過大な負担は無くなっています。なお、協定書第7条には、「本協定の締結日以降に生じる退職手当組合負担金の不均衡については、一切の調整を行わないことを確認する。」と記載されており、退職手当組合負担金の不均衡に係る一般会計及び各公営企業会計間の調整は完了したものとされています。 しかしながら、特別負担金（11年以上勤続後の定年退職等における退職手当の基本額及び自己都合退職等における退職手当の基本額の差額を退職手当組合に納付するもの）並びに人事異動に伴う一般会計及び各公営企業会計間の調整は平成29年度以降行われておらず、現在まで残されたままとなっています。 このことについて、まず、特別負担金については、「特別負担金の総額を在籍した各会計で年数按分する案で検討しており、令和4年度から調整したいと考えている。」旨の説明を受けました。 また、人事異動に伴う調整については、「市長部局、市立病院及び上下水道局の各担当課長により、特別負担金に対する調整と並行して、人事異動に伴う調整の協議を行っている。人事異動に伴う調整は、『退職時に在籍している会計で給付金を全額計上する』という前提に立ち、『異動時に異動する者の退職給付債務額（異動時の自己都合要支給額）を異動元会計から異動先会計に付け替える』及び『異動時に異動する者の負担金支払累計額を異動元会計から異動先会計に付け替える』という2つの処理を行う案で検討しており、令和4年度から調整を実施できるよう、引き続き協議を進めたいと考えている。」旨の説明を受けました。 調整の方向性については理解しましたが、前回の調整から5年が経過しており、時間の経過に伴い調整すべき額が増加すると予測されます。調整に難航する場合は、他の調整方法もあることも認識の上、協議を進める必要があると考えます。調整においては、一般会計及び各公営企業会計の全てが影響を受けること、また、平成30年度決算と同様に多額の特別利益等の計上により、本来の決算の姿を歪曲させるおそれもあるため、少なくとも令和4年度中に市長部局、市立病院及び上下水道局の3者で合意まで到達し、将来に疑問を残さないよう、合意内容については必ず文書による確認をしてください。
--	--

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年11月25日 措置通知</u> 特別負担金並びに人事異動に伴う一般会計及び各公営企業会計間の調整を早期に行う必要があると認識しています。令和4年度中に市長部局、市立病院及び上下水道局の3者で協議し、文書により確認します。
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

	整理番号	年度	番号
		0 4	0 3
時 期	令和4年8月23日 報告		
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他		
担当課	上下水道局（水道事業会計）		
項 目	宝塚市水道事業経営戦略について		
監 査 結 果 （意見等） の内容	平成28年12月に、計画期間を平成28年度から令和7年度とした、宝塚市水道ビジョン2025（以下「水道ビジョン」という。）及び宝塚市水道事業経営戦略（以下「水道経営戦略」という。）が策定されています。前期5年間（平成28年度から令和2年度まで）の取組状況を基に、令和3年8月に水道ビジョンの中間検証報告書及び水道経営戦略の中間見直しが作成されました。 このため、中間見直し後の水道経営戦略において示された各数値及び実績値についてこれまでの取組状況を確認しました。 経営健全化に向けた取組（表1）については、前期5年間の実績額は12億9,476万円であり、前期5年間の見込効果額25億7,055万円を12億7,579万円下回り、達成率は50.4%となっています。なお、中間見直し後の計画では、後期5年間の見込効果額は24億6,084万円としており、中間見直し前より9,896万円増加しています。 令和3年度の実績額は4億5,096万円であり、見込効果額4億5,158万円をおおむね達成しています。ただし、中間見直し後の後期5年間の計画を100%達成できたとしても、中間見直し前の見込効果額と比較すると全期間の達成率は76.1%となります。このことを認識した上で、中間見直し後の計画については見込効果額を確実に達成できるように取り組んでください。 また、取組項目のうち、小浜・惣川浄水場夜間等運転管理委託業務については、当初の水道経営戦略では、平成29年度から小浜浄水場の委託を開始し、令和元年度から惣川浄水場の委託を開始する予定でしたが、中間見直しにより、令和4年度から小浜浄水場の委託を開始し、惣川浄水場については、小浜浄水場の委託結果を検証後、令和7年度からの実施を目標としています。審議会において料金改定についても議論していることも踏まえ、迅速に取組を進めてください。 さらに、取組項目のうち、小林・亀井浄水場跡地活用については、現在、施設の解体・撤去等を検討中で売却が困難な状況であることから、令和2年度の見込効果額11億1,187万円に対して実績額が計上できず、後期5年間においても、売却時期、売却額等が確定していないため、効果額は計上していません。このことについて「当面、現状のまま維持管理せざるを得ない状況にあるが、市場性の有無や公募事業の成立の可否等について、民間事業者から幅広く土地活用について意見を募集する等、今後も引き続き、様々な視点から検討したいと考えている。」旨の説明を受けました。令和元年度の決算審査において、「部分撤去（地上から地下1.5mまで撤去）を行う場合は、解体・撤去費用に約13億円（税抜き）を試算している。」旨の説明を受けていますが、この経費は含まれていないため、今後の効果額の算定に当たっては、このことを考慮していく必要があると考えます。 投資計画（表2）については、令和3年度実績額は9億5,372万円であり、令和3年度の中間見直し後の投資計画額19億1,187万円を9億5,814万円下回っており、達成率は49.9%となっています。実績額の減少については、「管路更新・耐震化事業費及び基幹施設耐震化事業費において、一部工事及び業務委託を令和4年度に繰越している。また、その他施設・設備更新費等においても、着手できなかった事業について令和4年度予算に計上し直している。」旨の説明を受けました。今後は、執行体制の強化を行うなど、当該年度で工事を完了させ、投資計画額を達成できるよう取り組んでください。 経営指標（表3）については、水道ビジョンにおいて経営指標の目標値を設定しています。審議会から「水道ビジョンは事業の根幹となる計画であり、計画期間の途中で見直すべきではない」との意見を受け、経営指標についても同様に中間見直しは行われていません。		

経営指標において、令和３年度の指標に対する実績値については、配水池耐震施設率は 52.2％に対し 47.0％、管路の耐震化率は 13.8％に対し 12.1％、管路の耐震適合率は 23.4％に対し 22.6％、基幹管路の耐震化率は 26.5％に対し 16.2％、基幹管路の耐震適合率は 34.7％に対し 27.3％、管路の更新率は 1.25％に対し 0.61％、有収率は 95.8％に対し 93.1％、経常収支比率は 92.9％に対し 92.3％と下回っており、低いほど良いとされる鉛製給水管率は 3.4％に対し 6.7％となっており、多くの項目において令和３年度の指標に達していませんでした。中でも、基幹管路の耐震化率の向上は重要であり、令和７年度の目標値 38.0％の達成に向けて取組を加速させる必要があると考えます。

計画期間終了まで残り４年となり、依然として厳しい状況であると考えます。前期５年間同様、順調に進んでいるとは言えない現状を認識して、事業の根幹となる計画である水道ビジョンで示されている令和７年度の目標値を達成できるよう引き続き堅実に取組を進めてください。

（表１）経営健全化に向けた取組

（単位 千円）

取組項目	前期５年間合計			後期５年間合計		令和３年度		
	効果額	実績額	差額	効果額（当初）	効果額（中間見直し後）	効果額（中間見直し後）	実績	差額
（１）組織の見直し・適正な人員配置	120,000	82,220	△ 37,780	200,000	208,360	41,672	41,672	0
①職員配置の見直し	40,000	28,160	△ 11,840	40,000	28,160	5,632	5,632	0
②技術職員の配置の見直し	80,000	54,060	△ 25,940	160,000	180,200	36,040	36,040	0
（２）民間活用	207,530	71,846	△ 135,684	296,550	131,370	16,215	16,215	0
①水道配水施設管理業務委託	4,000	14,383	10,383	4,000	14,020	2,804	2,804	0
②生瀬浄水場完全委託	20,000	19,095	△ 905	20,000	19,095	3,819	3,819	0
③包括委託拡大	80,000	38,368	△ 41,632	100,000	47,960	9,592	9,592	0
④小浜・惣川浄水場夜間等運転管理委託業務	103,530	0	△ 103,530	172,550	50,295	0	0	0
（３）経営システム改革	32,369	0	△ 32,369	161,845	157,763	1,030	1,030	0
①公営企業債償還年限延長	32,369	0	△ 32,369	161,845	157,763	1,030	1,030	0
（４）施設財産の有効活用	2,122,960	894,752	△ 1,228,208	1,685,150	1,625,000	325,000	324,380	△ 620
①小林・亀井浄水場廃止	954,000	841,982	△ 112,018	1,590,000	1,540,000	308,000	311,832	3,832
②深谷貯水池用途廃止等	57,090	52,770	△ 4,320	95,150	85,000	17,000	12,548	△ 4,452
③小林・亀井浄水場跡地活用	1,111,870	0	△ 1,111,870	0	0	0	0	0
（５）総人件費の抑制	87,695	83,482	△ 4,213	18,335	18,335	3,667	3,667	0
①給与減額等	87,695	83,482	△ 4,213	18,335	18,335	3,667	3,667	0
（６）水道経営戦略策定後の新たな取組	0	162,461	162,461	0	320,020	64,004	64,004	0
①生活保護減免廃止	0	30,785	30,785	0	83,675	16,735	16,735	0
②会計年度任用職員の活用	0	85,167	85,167	0	0	0	0	0
③兵庫県営水道の受水費改定	0	38,325	38,325	0	191,625	38,325	38,325	0
④阪神水道の受水費改定	0	8,184	8,184	0	44,720	8,944	8,944	0
合計	2,570,554	1,294,761	△ 1,275,793	2,361,880	2,460,848	451,588	450,968	△ 620

（表２）投資計画（建設改良費）

（単位 千円）

項目	令和３年度			
	投資計画額（当初）	投資計画額（中間見直し後）	実績額	差額
阪神水道受水事業費	0	0	0	0
水道水源間バックアップ強化事業費	0	0	0	0
管路更新・耐震化事業費	920,000	920,000	565,367	△ 354,633
基幹施設耐震化事業費	100,000	100,000	0	△ 100,000
新庁舎建設事業費	0	465,127	105,907	△ 359,220
惣川浄水場浄水処理強化事業費	0	0	0	0
その他施設・設備更新費 等	630,000	426,748	282,452	△ 144,296
合計	1,650,000	1,911,875	953,726	△ 958,149

(表3) 経営指標

宝塚市水道ビジョン2025(安全面)・宝塚市水道事業経営戦略(投資計画指標)

項目	優位性	令和3年度		令和7年度
		指標	実績	目標値
水源の水質事故数(件)	↓	0	0	0
浄水場事故割合(件/箇所)	↓	0	0	0

宝塚市水道ビジョン2025(強靱面)・宝塚市水道事業経営戦略(投資計画指標)

項目	優位性	令和3年度		令和7年度
		指標	実績	目標値
浄水施設耐震施設率(%)	↑	100.0	100.0	100.0
ポンプ所耐震施設率(%)	↑	25.6	28.9	34.5
配水池耐震施設率(%)	↑	52.2	47.0	61.0
管路の耐震化率(%)	↑	13.8	12.1	18.8
管路の耐震適合率(%)	↑	23.4	22.6	28.4
基幹管路の耐震化率(%)	↑	26.5	16.2	38.0
基幹管路の耐震適合率(%)	↑	34.7	27.3	46.2

宝塚市水道ビジョン2025(持続面)・宝塚市水道事業経営戦略(投資計画指標)

項目	優位性	令和3年度		令和7年度
		指標	実績	目標値
鉛製給水管率(%)	↓	3.4	6.7	0.0
管路の更新率(%)	↑	1.25	0.61	1.25
有収率(%)	↑	95.8	93.1	96.0

宝塚市水道ビジョン2025(経営面)・宝塚市水道事業経営戦略(財政計画指標)

項目	優位性	令和3年度		令和7年度
		指標	実績	目標値
経常収支比率(%)	↑	92.9	92.3	105.4以上
料金回収率(%)	↑	83.1	83.8	100.0以上

※指標の優位性について 「↑」:高いほど良い、「↓」:低いほど良い

措置結果又は方針の内容(時期・内容等)

令和4年11月25日 措置通知

計画期間終了まで残り4年となり、依然として厳しい状況であり、順調に進んでいるとは言えないと認識しています。事業の根幹となる計画である水道ビジョンで示されている令和7年度の目標値を達成できるよう引き続き堅実に取り組みを進めていきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	04

時 期	令和4年8月23日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	上下水道局（水道事業会計）
項 目	臨時用水道料金に係る債権管理について
監 査 結 果 （意見等）の 内容	臨時用水道料金は、宝塚市水道事業給水条例第29条第1項において「工事その他の事由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際管理者が定める概算料金を前納しなければならない。」、及び同条第2項において「概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。」と定められています。また、臨時用水道料金における前納金は、宝塚市給水装置工事施工指針に「口径13～20mmの場合70,000円、25mmの場合150,000円、40mm以上の場合300,000円より」と記載されています。 臨時用水道料金に係る債権管理の取組については、「令和3年度から臨時用水道料金の未納を防ぐために、前納金の残額を確認し早期に追徴金を請求する取組を行っている。未納金が発生する割合は以前と比べて減少しており、令和3年度末時点の未収件数及び金額は59件、115万円である。」旨の説明を受けました。 しかしながら、令和3年度末時点の臨時用水道料金の未収債権において、未収件数及び金額が12件、32万円の事案が発生しています。これは、「令和元年9月に、施工事業者から代理人である指定給水装置工事事業者を通じて臨時用水道施設の給水申込があり、臨時用水道料金の前納金7万円が納付された。住宅建築後の令和元年11月に入居者から一般用水道料金の使用開始届が提出されたが、臨時用水道料金から一般用水道料金に切替するために必要な配管図面を記載した竣工届が指定給水装置工事事業者から提出されないため、一般用水道料金への切替を保留したまま入居者による使用が始まった。上下水道局では、これまで再三にわたり指定給水装置工事事業者に対し竣工届の提出を指導してきたが、指定給水装置工事事業者からは、『実際に工事を行っている施工事業者が倒産状態にあり連絡が取れないため、竣工届の提出ができない。』旨の説明を受け、切替ができない状況が続いている。このため、臨時用水道料金の名義人である施工事業者の料金未納が継続している。今回の事案を受けて市顧問弁護士と協議を行い、給水契約の始期について竣工届の提出が給水契約の要件にはならないとの見解が示されたことから、入居者から使用開始届の提出があった時点で給水契約が成立したものとし、施工事業者の経営実態の調査も進めながら、未収債権の取扱について速やかに対応を進めていく。」旨の説明を受けました。 また、臨時用水道料金は一般用水道料金より高額に設定されています。もし、入居者から連絡のあった令和元年11月時点で一般用水道料金に切替をした場合、未収金額については、「令和3年度末時点の未収金額32万円のおおむね半分程度になる。」旨の説明を受けました。 令和元年11月には入居者から使用開始届の提出があったにもかかわらず、上下水道局内部の取扱により現時点まで一般用水道料金への切替を保留し、施工事業者名義の未収金額が増え続けたことについては、上下水道局の怠慢と受け取られかねません。当該未収債権については、これまでの経緯も踏まえ、事案の整理を行った上で、速やかに対応してください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年11月25日 措置通知</u> 臨時用水道料金の未納を防ぐため、早期に追徴金を請求し、竣工までに滞納を減らす取組を行っています。 また、工事の竣工状況を把握するため、局内で情報を共有しつつ、一般用水道料金への切替については、指定業者からの竣工届と入居者からの開栓届を平行して行ってもらよう取り組んでいます。 なお、指摘のあった未収債権については、令和4年8月25日に竣工検査を行い一般用水道料金に切替を行うとともに、これまでの滞納分については、指定給水装置工事事業者へ納付を依頼するなど取組を進めています。
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	05

時 期	令和4年8月23日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	上下水道局（水道事業会計）
項 目	配水管等の修理代金に係る債権管理について
監 査 結 果 （意見等） の内容	道路工事、家屋の建築、解体工事等により、配水管、給水管等の水道施設を破損した場合、通常は原因者が修繕業者に依頼して修繕を行います。しかし、原因者が修繕業者に依頼できない場合は、上下水道局に修繕依頼を行うことがあります。この場合、通年で発生する漏水修繕業務について単価契約している修繕業者が一旦上下水道局の負担とすることで修繕を行っています。修繕に要した費用については、後日上下水道局が原因者に請求書、納付書等を郵送し、納付期限を過ぎても納付がない場合は再送し、それでも未納が続くようであれば、電話連絡及び登録住所への訪問により催告を行っています。 この債権は、宝塚市水道事業給水条例第22条第2項に規定する水道使用者等の負担する水道管破損修繕に要する費用に関する債権であり、債権の種類は、工事修繕委託に伴う私債権であり、宝塚市債権管理条例の適用を受けています。なお、令和3年度配水管修理代金の対象件数及び金額は12件、46万円、うち未収件数及び金額は2件、5万円です。また、令和3年度末時点の全体の未収件数及び金額は5件、12万円であり、令和3年度不納欠損処理件数及び金額は3件、9万円です。 そもそも、宝塚市水道事業給水条例第22条第2項において、「修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道使用者等の負担とする。」と規定されており、上下水道局が原因者の代わりに、通年で発生する漏水修繕業務について単価契約した修繕業者に依頼して修繕を行い、修繕に要した費用を原因者に後日請求するのは、未収金に係る電話催告、納付書の再送付等、上下水道局において様々な事務経費が発生することとなり、不合理であると考えます。上下水道局は原因者に対して修繕業者の一覧を紹介し、工事内容は確認するものの、実際の修繕に当たっては原因者と修繕業者との間で直接契約する方法で対応すべきと考えます。根本的な制度運用の在り方について検討してください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年11月25日 措置通知</u> 本監査からの意見を踏まえ、他市に修繕費未納の債権に対する運用について調査した結果を参考に宝塚水道工事業協同組合（以下「組合」という。）と協議し、本市での運用方針について検討しました。水道施設を破損させた原因者が、組合に連絡し本市の指定水道工事業者（以下「水道工事業者」という。）と直接契約し修繕した場合、この修繕費は原因者から水道工事業者を支払われるので、本市が一旦負担していた修繕費が発生せず、修繕費納入の督促等が必要なくなるので、不良債権や事務経費が発生しないというメリットはあります。しかし、いつ起こるかわからない修繕に対して、組合が無償で水道工事業者を待機させておくことは難しく、また本市は待機中の水道工事業者が修繕を行うので、原因者が水道工事業者に直接修繕費を支払った場合、経理上の整理が必要となります。このような状況を踏まえ、他市や他のライフライン事業者等の事例を調査・研究しつつ引き続き制度運用の在り方について検討していきます。
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 4	0 6

時 期	令和4年8月23日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	上下水道局（下水道事業会計）
項 目	経営状況について
監 査 結 果 （意見等） の内容	当年度末の供用開始区域内人口は228,967人で、前年度に比べ1,122人、0.5%減少しました。また、年間総処理水量は30,159,244 m³で、前年度に比べ747,728 m³、2.5%増加し、年間有収水量（年間総処理水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量）は23,444,797 m³で、前年度に比べ286,139 m³、1.2%減少した結果、有収率は前年度に比べ3.0ポイント減少し、77.7%となっています。 当年度決算は、総収益が39億9,880万円、総費用が39億9,880万円で、当年度純利益はゼロ（前年度2億3,967万円の純利益）です。令和3年度は一般会計からの繰入の取扱いについて市長部局と協議した結果、当年度の措置として、基準外繰入については総収益と総費用が均衡する額に調整することとしたため、当年度純利益はゼロとなっています。 当年度の総収益は、前年度と比較すると1億9,399万円減少しています。これは、営業収益が1億7,035万円、特別利益が1,836万円増加したものの、営業外収益が3億8,271万円減少したことによるものです。また、当年度の総費用は、前年度と比較すると4,567万円増加しています。これは、営業外費用が6,363万円、特別損失が103万円減少したものの、営業費用が1億1,035万円増加したことによるものです。 なお、営業収益の増加は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活を支援するため、4箇月分の下水道使用料の基本使用料2億1,945万円を減免していたことなど、営業外収益の減少は、一般会計からの繰入基準の変更に伴い繰入金が3億8,003万円減少したことなど、営業費用の増加は、流域下水道維持管理費負担金が1億831万円増加したことなど、営業外費用の減少は、支払利息及び企業債取扱諸費が5,631万円減少したことなどによるものです。 当年度の資本的収支は、企業債収入、他会計負担金等による収入13億739万円に対し、企業債償還金、建設改良費等による支出30億3,557万円により、17億2,818万円の資金不足が生じましたが、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しています。 中長期の経営見通しでは、「収入の柱である下水道使用料は、水洗化人口の減少により微減で推移する。毎年度の人口減少は僅かであっても、今後20年間を累積すると3万人近い減少になると想定しており、経営を圧迫する大きな要因となる。支出については、支払利息は減少していくものの、昨今の燃料費高騰による影響で費用が増加する見込みである。また、その他の費用は削減が難しく、流域下水道に参画しているため、今後も、毎年度ほぼ一定の汚水処理負担金を負担し続ける必要がある。下水道使用料が減少する一方、汚水処理負担金などに一定の負担が必要であるため、純利益は年々減少していくと見込んでいる。建設改良費については、予防保全に重点をおいたストックマネジメントを実施し、更新費用の削減に努める。」旨の説明を受けました。今後の一般会計からの繰入金については、「分流式下水道の総務省の基準が汚水に係る資本費の30%であることから、令和4年度から汚水に係る資本費の44%を30%とした上で基準内繰入とする見直しを行った。今後は資本費の算定基礎である支払利息が減少するため、他会計補助金も減少していくと見込んでいる。」旨の説明を受けました。 宝塚市下水道ビジョン2025では、経費回収率（使用料単価を汚水処理原価で割り100を乗じたもの。）を令和7年度までに100%以上とすることを目標としていますが、令和3年度決算値における汚水処理原価は112.3円/m³、使用料単価は96.6円/m³で、1 m³あたり15.7円の損失が生じており、目標達成のためには下水道使用料の改定が必要になります。下水道使用料の改定の考え方については、「経費回収率100%以上であれば完全な受益者負担が実現できるため、目標として掲げるべき

	数値ではあるが、使用料単価が汚水処理原価と均衡する水準まで下水道使用料の改定を行う場合、かなり大きな改定率となるため、改定する場合に経費回収率を考慮するかどうかは、審議会において慎重に審議していただく必要があると考えている。また、経営を圧迫している企業債償還金が令和7年度以降に大きく減少し、資金繰りがある程度改善される見込みとなっているが、燃料費高騰などにより、下水道事業経営戦略中間見直しに記載した将来収支見込から悪化する可能性もあるため、この点を審議会で説明し、改定については慎重に審議いただきたいと考えている。」旨の説明を受けました。 水洗化人口が減少傾向にある中で、下水道使用料収入は減少することが見込まれるとともに、一般会計からの繰入金についても減少が見込まれることから、収益構造の改善に取り組む必要があると考えます。一方で、支出面においては、管路の老朽化対策などを考えると、下水道事業を取り巻く経営環境は非常に厳しいといえます。今後とも、なお一層経営の効率化に努めてください。
--	---

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年11月25日 措置通知</u> <u>下水道使用料収入や一般会計からの補助金といった収益的収入の減少や、管路の更新等による収益的支出の増加が見込まれることから、長期的な安定経営を実現するためには一層の経営の効率化が必要であると認識しています。更なる企業努力によって経営健全化に努めていきます。</u>
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

	整理番号	年度	番号
		0 4	0 7
時 期	令和 4 年 8 月 2 3 日 報告		
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他		
担当課	上下水道局（下水道事業会計）		
項 目	兵庫県市町村職員退職手当組合に対する負担金に係る一般会計及び各公営企業会計間の調整について		
監 査 結 果 （意見等） の内容	本市は、兵庫県市町村職員退職手当組合（以下「退職手当組合」という。）に加入しており、従来から一般会計及び各公営企業会計がそれぞれ所管職員に係る負担金を支出しています。 平成 2 6 年度公営企業会計決算から地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 4 年政令第 2 0 号）及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 4 年総務省令第 6 号）に基づく地方公営企業会計基準が適用されています。これは、企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとするため総務省が方針を定めたものであり、退職給付引当金の計上が義務化されました。 平成 2 7 年度末までの負担金支払累計額と退職手当給付累計額を整理した結果、水道事業会計では退職手当給付累計額が 10 億 1,988 万円、下水道事業会計では 2 億 2,360 万円、それぞれ負担金支払累計額を上回っており、この分を退職給付債務額に加えて退職給付引当金として固定負債に計上していました。 一方、病院事業会計では、負担金支払累計額が退職手当給付累計額を 38 億 3,031 万円上回っており、退職給付債務額 18 億 6,107 万円を差引いても、なお 19 億 6,923 万円の残余があり、その結果退職給付引当金を計上する必要がなく、この残余分を前払退職手当組合負担金として固定資産に計上していました。 一般会計では、退職手当給付累計額が負担金支払累計額を 19 億 1,396 万円上回っており、一般会計、各公営企業会計を合わせた市全体としては、負担金支払累計額が退職手当給付累計額を 6 億 7,286 万円上回っていました。 この退職手当組合に対する負担金支払累計額及び退職手当給付累計額の差額における一般会計及び各公営企業会計間の不均衡については、平成 3 0 年 6 月 5 日付けで市長部局及び各公営企業間で「退職手当組合負担金における各会計間の調整に関する協定書」（以下「協定書」という。）が締結され、一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計が病院事業会計に対し、平成 3 0 年度から 25 年かけて調整額 19 億 6,923 万円を支出することで解決を図る合意がなされ、そのうち水道事業会計は 3 億 1,704 万円、下水道事業会計は 3,938 万円をそれぞれ負担することとなりました。また、病院事業会計への支出の際に、一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計間で、平成 2 7 年度以前の退職者の各会計における在籍年数を勘案した人事異動に伴う調整も行われ、平成 3 0 年度決算において、水道事業会計は 5 億 1,153 万円、下水道事業会計は 1 億 6,045 万円がその他特別利益にそれぞれ計上されました。この協定書によって、平成 2 7 年度以前の調整は完了したものとされています。 平成 2 8 年度分については、平成 2 8 年度に一般会計が水道事業会計及び下水道事業会計が支出すべき金額を含め、病院事業会計に対し調整金を支出しました。そして平成 3 0 年度に、水道事業会計及び下水道事業会計は一般会計に対し、一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計間で、平成 2 7 年度以前の退職者の各会計における在籍年数を勘案した人事異動に伴う調整後の割合の金額で調整金を支出しています。水道事業会計及び下水道事業会計が支出すべきであった金額と実際に水道事業会計及び下水道事業会計が支出した調整後の金額との差額は一般会計の負担となっています。これについては、「一般会計の負担とした額を、水道事業会計及び下水道事業会計の特別利益に計上する案で検討しており、令和 4 年度の決算整理で調整を考えている。」旨の説明を受けました。 また、平成 2 9 年度に病院事業会計に対する退職手当組合の負担率が適切な数値まで引き下げられたことにより、病院事業会計における退職手当組合負担金の		

	過大な負担は無くなっています。なお、協定書第7条には、「本協定の締結日以降に生じる退職手当組合負担金の不均衡については、一切の調整を行わないことを確認する。」と記載されており、退職手当組合負担金の不均衡に係る一般会計及び各公営企業会計間の調整は完了したものとされています。 しかしながら、特別負担金（11年以上勤続後の定年退職等における退職手当の基本額及び自己都合退職等における退職手当の基本額の差額を退職手当組合に納付するもの）並びに人事異動に伴う一般会計及び各公営企業会計間の調整は平成29年度以降行われておらず、現在まで残されたままとなっています。 このことについて、まず、特別負担金については、「特別負担金の総額を在籍した各会計で年数按分する案で検討しており、令和4年度から調整したいと考えている。」旨の説明を受けました。 また、人事異動に伴う調整については、「市長部局、市立病院及び上下水道局の各担当課長により、特別負担金に対する調整と並行して、人事異動に伴う調整の協議を行っている。人事異動に伴う調整は、『退職時に在籍している会計で給付金を全額計上する』という前提に立ち、『異動時に異動する者の退職給付債務額（異動時の自己都合要支給額）を異動元会計から異動先会計に付け替える』及び『異動時に異動する者の負担金支払累計額を異動元会計から異動先会計に付け替える』という2つの処理を行う案で検討しており、令和4年度から調整を実施できるよう、引き続き協議を進めたいと考えている。」旨の説明を受けました。 調整の方向性については理解しましたが、前回の調整から5年が経過しており、時間の経過に伴い調整すべき額が増加すると予測されます。調整に難航する場合は、他の調整方法もあることも認識の上、協議を進める必要があると考えます。調整においては、一般会計及び各公営企業会計の全てが影響を受けること、また、平成30年度決算と同様に多額の特別利益等の計上により、本来の決算の姿を歪曲させるおそれもあるため、少なくとも令和4年度中に市長部局、市立病院及び上下水道局の3者で合意まで到達し、将来に疑問を残さないよう、合意内容については必ず文書による確認をしてください。
--	--

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年11月25日 措置通知</u> 特別負担金並びに人事異動に伴う一般会計及び各公営企業会計間の調整を早期に行う必要があると認識しています。令和4年度中に市長部局、市立病院及び上下水道局の3者で協議し、文書により確認します。
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	08

時 期	令和4年8月23日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	上下水道局（下水道事業会計）
項 目	宝塚市下水道事業経営戦略について
監 査 結 果（意見等） の内容	平成28年12月に、計画期間を平成28年度から令和7年度とした、宝塚市下水道ビジョン2025（以下「下水道ビジョン」という。）及び宝塚市下水道事業経営戦略（以下「下水道経営戦略」という。）が策定されています。前期5年間（平成28年度から令和2年度まで）の取組状況を基に、令和3年8月に下水道ビジョンの中間検証報告書及び下水道経営戦略の中間見直しが作成されました。 このため、中間見直し後の下水道経営戦略において示された各数値及び実績値についてこれまでの取組状況を確認しました。 経営健全化に向けた取組（表1）については、前期5年間の実績額は21億3,235万円であり、前期5年間の見込効果額23億1,754万円を1億8,518万円下回り、達成率は92.0%となっています。なお、中間見直し後の計画では、後期5年間の見込効果額は20億7,300万円としており、中間見直し前より2億4,437万円減少しています。 令和3年度の実績額は4億1,039万円であり、見込効果額4億923万円を達成しています。ただし、中間見直し後の後期5年間の計画を100%達成できたとしても、中間見直し前の見込効果額と比較すると全期間の達成率は90.7%となります。このことを認識した上で、中間見直し後の計画については見込効果額を確実に達成できるように取り組んでください。 投資計画（表2）については、公共下水道（污水）に係る令和3年度実績額は3億47万円であり、令和3年度の中間見直し後の投資計画額4億2,395万円を1億2,347万円下回っており、70.9%の達成率となっています。なお、実績額には前年度からの繰越額2億4,593万円が含まれており、令和3年度現年度予算での実績額は5,454万円、12.9%の達成率となります。また、公共下水道（雨水）に係る令和3年度実績額は6,510万円であり、令和3年度の中間見直し後の投資計画額1億4,875万円を8,364万円下回っており、43.8%の達成率となっています。なお、実績額には前年度からの繰越額1,763万円が含まれており、令和3年度現年度予算での実績額は4,747万円、31.9%の達成率となります。実績額の減少については、「技術職員の不足が主な要因で、事業が繰越となっている。職員の不足については、業務の効率化で補いたいと考えており、簡易設計や発注形式の改善等、発注期間を短縮する方法を検討している。」旨の説明がありました。今後は、執行体制の強化を行うなど、当該年度で工事を完了させ、投資計画額を達成できるよう取り組んでください。 経営指標（表3）については、下水道ビジョンにおいて経営指標の目標値を設定しています。審議会から「下水道ビジョンは事業の根幹となる計画であり、計画期間の途中で見直すべきではない」との意見を受け、経営指標についても同様に中間見直しは行われていません。 経営指標において、令和3年度の指標に対する実績値については、下水道（雨水）施設整備延長比率は83.0%に対し82.1%、雨水ポンプ場の再構築数量は1箇所に対し0箇所、重要な污水管路の耐震化率は57.9%に対し56.9%、污水管路全体の管渠耐震化率は21.4%に対し21.2%、水洗化率は99.6%に対し99.5%、経常収支比率は111.9%に対し99.6%、経費回収率は100.0%に対し86.0%と下回っており、多くの項目において令和3年度の指標に達していません。この中では、重要な污水管路の耐震化率について、令和3年度の実績値56.9%に対し令和7年度の目標値は100%としています。令和2年度から令和3年度にかけて同耐震化率は16.2ポイント上昇しており、今後もこのペースで進め、目標値を達成するよう努めてください。 計画期間終了まで残り4年となり、依然として厳しい状況であると考えます。

前期５年間同様、順調に進んでいるとは言えない現状を認識して、事業の根幹となる計画である下水道ビジョンで示されている令和７年度の目標値を達成できるように引き続き堅実に取り組みを進めてください。

（表１）経営健全化に向けた取組

(単位：千円)								
取組項目	前期５年間合計			後期５年間合計		令和３年度		
	効果額	実績額	差額	効果額 (当初)	効果額 (中間見直し後)	効果額 (中間見直し後)	実績	差額
(１) 組織の見直し・適正な人員配置	40,000	30,740	△ 9,260	40,000	30,740	6,148	6,148	0
職員配置の見直し	40,000	30,740	△ 9,260	40,000	30,740	6,148	6,148	0
(２) 民間活用	350,000	21,033	△ 328,967	500,000	51,790	10,358	11,518	1,160
管路維持管理業務の包括委託	350,000	21,033	△ 328,967	500,000	51,790	10,358	11,518	1,160
(３) 経営システム改革	4,510	0	△ 4,510	22,550	32,655	1,162	1,162	0
公営企業償還年限延長	4,510	0	△ 4,510	22,550	32,655	1,162	1,162	0
(４) 総人件費の抑制	21,433	22,054	621	4,825	4,825	965	965	0
給与減額等	21,433	22,054	621	4,825	4,825	965	965	0
(５) 料金体系	1,691,600	1,824,974	133,374	1,750,000	1,888,940	377,788	377,788	0
平成２８年度第２期分から改定	1,691,600	1,824,974	133,374	1,750,000	1,888,940	377,788	377,788	0
(６) 一般会計からの繰入金	210,000	210,000	0	-	-	-	-	-
一般会計繰入金増額	210,000	210,000	0	-	-	-	-	-
(７) 下水道経営戦略策定後に行った取り組み	-	23,555	23,555	-	64,055	12,811	12,811	0
生活保護減免廃止	-	23,555	23,555	-	64,055	12,811	12,811	0
合計	2,317,543	2,132,356	△ 185,187	2,317,375	2,073,005	409,232	410,392	1,160

（表２）投資計画（建設改良費）

項目	令和３年度				
	投資計画額 (当初計画)	投資計画額 (計画見直し後)	実績額	実績額の内訳	差額
公共下水道	266,437	572,700	365,585		△ 207,115
うち汚水	266,437	423,950	300,479	うち令和２年度繰越予算額：245,939 うち令和３年度予算額：54,540	△ 123,471
うち雨水	0	148,750	65,106	うち令和２年度繰越予算額：17,636 うち令和３年度予算額：47,470	△ 83,644
流域下水道建設負担金	166,660	198,263	192,471		△ 5,792
固定資産購入費	13,402	22,531	20,812		△ 1,719
その他	90,423	57,721	52,883		△ 4,838
合計	536,922	851,215	631,751		△ 219,464

（表３）経営指標

項目	令和３年度		令和７年度
	指標	実績値	目標値
下水道（雨水）施設整備延長比率（％）	83.0	82.1	83.0
浸水対策必要地域の解消（地区）	26	26	26
雨水ポンプ場の再構築数量（箇所）	1	0	2
重要な污水管路の耐震化率（％）	57.9	56.9	100.0
污水管路全体の管渠耐震化率（％）	21.4	21.2	26.2
管渠改善率（％）	1.5	1.5	2.7
下水道（污水）人口普及率（％）	98.9	98.9	99.0
水洗化率（％）	99.6	99.5	100.0
経常収支比率（％）	111.9	99.6	113.0以上
経費回収率（％）	100.0	86.0	100.0以上

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年11月25日 措置通知</u> 計画期間終了まで残り4年となり、依然として厳しい状況であり、順調に進んでいるとは言えないと認識しています。事業の根幹となる計画である下水道ビジョンで示されている令和7年度の目標値を達成できるよう引き続き堅実に取り組みを進めていきます。
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	09

時 期	令和4年8月23日 報告																																											
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他																																											
担当課	上下水道局（下水道事業会計）																																											
項 目	宝塚市下水道ストックマネジメント計画について																																											
監 査 結 果 （意見等） の内容	宝塚市下水道ストックマネジメント計画（以下「ストックマネジメント計画」という。）は、1 期を5 箇年と定め、南部市街地の公共下水道区域内の汚水管路を5 期 25 年周期で補修及び改築を実施し、劣化等でリスクの高いコンクリート管を優先的に進めていくもので、令和3 年2 月に策定されています。 第1 期ストックマネジメント計画は次表のとおりです。																																											
	<table><tr><th>事業区分</th><th>令和3 年度</th><th>令和4 年度</th><th>令和5 年度</th><th>令和6 年度</th><th>令和7 年度</th><th>合計</th></tr><tr><td rowspan="2">管渠※1</td><td>事業費(百万円)</td><td>95.7</td><td>189</td><td>225.5</td><td>245.1</td><td>265.1</td><td>1,020.4</td></tr><tr><td>延長 (m)</td><td>1,017</td><td>1,397</td><td>977</td><td>1,597</td><td>2,174</td><td>7,162</td></tr><tr><td rowspan="2">マンホール</td><td>事業費(百万円)</td><td>14.2</td><td>47.8</td><td>41.4</td><td>62.4</td><td>50.6</td><td>216.4</td></tr><tr><td>箇所</td><td>13</td><td>34</td><td>47</td><td>49</td><td>65</td><td>208</td></tr></table>		事業区分	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	合計	管渠※1	事業費(百万円)	95.7	189	225.5	245.1	265.1	1,020.4	延長 (m)	1,017	1,397	977	1,597	2,174	7,162	マンホール	事業費(百万円)	14.2	47.8	41.4	62.4	50.6	216.4	箇所	13	34	47	49	65	208					
	事業区分	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	合計																																					
	管渠※1	事業費(百万円)	95.7	189	225.5	245.1	265.1	1,020.4																																				
		延長 (m)	1,017	1,397	977	1,597	2,174	7,162																																				
	マンホール	事業費(百万円)	14.2	47.8	41.4	62.4	50.6	216.4																																				
		箇所	13	34	47	49	65	208																																				
	※1 管渠延長（マンホール内の直径延長含む） 令和3 年度の実績を踏まえ、新たに見直された計画は次表のとおりです。																																											
	<table><tr><th>対象施設</th><th>令和3 年度</th><th>令和4 年度</th><th>令和5 年度</th><th>令和6 年度</th><th>令和7 年度</th><th>合計</th></tr><tr><td>管渠(m)※2</td><td>0</td><td>785.67</td><td>1,568.88</td><td>1,257.30</td><td>3,425.82</td><td>7,037.67</td></tr><tr><td>マンホール(箇所)※3</td><td>0</td><td>28</td><td>20</td><td>32</td><td>102</td><td>182</td></tr></table>		対象施設	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	合計	管渠(m)※2	0	785.67	1,568.88	1,257.30	3,425.82	7,037.67	マンホール(箇所)※3	0	28	20	32	102	182																					
	対象施設	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	合計																																					
管渠(m)※2	0	785.67	1,568.88	1,257.30	3,425.82	7,037.67																																						
マンホール(箇所)※3	0	28	20	32	102	182																																						
※1 令和3 年度は実績値 ※2 管渠延長（マンホール内の直径延長を控除した実延長） ※3 26 基のマンホールについては、軽微な腐食であったことから、更新対象から除外した																																												
令和3 年度の実績がゼロとなった理由について確認したところ、「管渠改築詳細設計を実施してからの工事発注となり、年度内に工事が完了せず、繰越事業となったためである。令和4 年度から執行体制の見直しを行っており、引き続き国からの交付金の獲得に努めながら、最終年度である令和7 年度には進捗率が 100% となるよう管渠改築を進める。」旨の説明を受けました。また、具体的な執行体制見直しの内容については、「ストックマネジメント計画に従事する職員の総数は変わらないが、担当者2 名を技術職員へ置き換えをした。」旨の説明を受けました。																																												
しかしながら、見直し後のストックマネジメント計画では、マンホール部分を除く管渠の総延長は当初策定した計画と同じであり、実質的に令和3 年度に予定していた工事が後年度に先送りされた内容となっています。令和4 年度において技術職員の追加配置がされていますが、令和3 年度からの繰越分を含めても785.67mの延長予定に止まり、令和7 年度には50 年以上を経過する対象となる管渠が急に増えるという状況であるため、その約4.4 倍にあたる3,425.82mの延長を行う計画となっています。計画を達成するには更に執行体制をそれ相応に強化する必要があると考えます。令和7 年度に第1 期のストックマネジメント計画が確実に達成できるよう鋭意取り組んでください。																																												
また、ストックマネジメント計画を下水道経営戦略に反映させる時期について、令和4 年3 月8 日の産業建設常任委員会では、「詳細な金額をできるだけ早く算出して、下水道経営戦略を見直していきたいと考えている。」旨の答弁をしています。しかし、今回の決算審査においてストックマネジメント計画は、「今後も改定の可能性があるため、どの時点で下水道経営戦略に盛り込むかは慎重に決定したいと考えている。」旨の説明を受けており、議会答弁との整合が取れていません。																																												
現在の下水道経営戦略における各種数値も概算値であり、概略的な計画となっています。また、上記の表にあるように、事業費及び管渠延長についてはストッ																																												

	クマネジメント計画実施方針において既に積算されています。これらのことから、ストックマネジメント計画をより確実に進めるためにも、下水道経営戦略に速やかに反映させるよう検討してください。
--	---

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年11月25日 措置通知</u> 第1期の下水道ストックマネジメント計画について、管渠改築工事では、路線ごとあるいは同一地区内を一体化した発注形態を検討し、また発注時期を計画的に設定することで、計画延長を確実に達成するよう取り組みます。 ストックマネジメント計画の下水道事業経営戦略への反映については、下水道事業経営戦略において正確な財政収支を見込むために必要と認識していますが、近年の資材価格の高騰等の社会経済情勢が現計画に及ぼす影響も十分に考慮しながら、検討を進めていきたいと考えています。
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 4	1 0

時 期	令和4年8月23日 報告							
種 類	1 定監	2 財援	3 工監	4 随監	5 住監	6 決算	7 例月	8 その他
担当課	上下水道局（下水道事業会計）							
項 目	有収率、不明水対策について							
監 査 結 果 (意見等) の内容	過去5年間の年間総処理水量、年間有収水量及び有収率等の推移は次表のとおりです。							
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	年間総処理水量(A)（m³）	26,446,800	26,280,695	26,720,597	29,411,516	30,159,244		
	年間有収水量(B)（m³）	23,345,114	23,235,779	23,183,140	23,730,936	23,444,797		
	有収率（B）/（A）（％）	88.3	88.4	86.8	80.7	77.7		
	雨水等流入量（A）-（B）（m³）	3,101,686	3,044,916	3,537,457	5,680,580	6,714,447		
	雨水等流入量は、換言すれば不明水の量ということになり、年間総処理水量と年間有収水量の差として算出しました。							
	令和3年度については、年間総処理水量は前年度に比べ747,728 m³増加し、年間有収水量は前年度に比べ286,139 m³減少した結果、不明水が前年度に比べ1,033,867 m³増加しています。有収率は令和2年度に前年度に比べ6.1ポイント減少し、令和3年度には更に3.0ポイント減少した結果、77.7%となっています。この理由について確認したところ、「令和2年度の有収率の大幅な低下は、6月と7月に市内で局地的豪雨が多発したこと、武庫污水幹線などの管渠やマンホールの複数箇所の損傷から雨水等が流入したことが原因と考えている。この結果を受け、令和2年度において、特に損傷が大きい武庫污水幹線のうち、応急修繕で対応が可能なマンホール付近について修繕工事を行った。しかし、令和3年度において有収率が更に低下したことから、武庫川右岸地域の他の管渠等からの不明水の侵入の可能性が考えられるため、引き続き調査している。」旨の説明を受けました。今後の見通しについては、「武庫污水幹線の管渠については、令和2年度中に応急修繕を実施、令和3年11月からは管渠改築工事に着手、令和4年6月末に工事が竣工したため、令和4年度にはその効果が表れるものと期待している。これまでは右岸地区に係る不明水対策として、公共下水道と流域下水道との接続点2箇所に流量計を設置して監視してきた。更なる不明水侵入対策として、水量増加エリアの特定や管渠内カメラ調査などによる多角的な検証が必要と考えており、令和4年度には詳細な調査を行うため、新たに流域下水道との接続点2箇所に流量計を増設し、不明水侵入箇所や原因の特定に努める。並行して、ストックマネジメント計画と整合を図り、管渠改築を進めることにより、不明水侵入対策を効果的に進め、有収率の向上に努める。」旨の説明を受けました。							
	有収率の低下は不明水を含む処理費用の増加につながっています。速やかに不明水侵入対策を進め、有収率の向上に努めてください。							

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和４年１１月２５日 措置通知</u> 武庫川右岸地区における公共下水道から流域下水道への接続点は４地点あり、不明水対策として令和４年１２月末完了の予定で流量計２基を新たに設置します。これにより武庫川右岸地区における全汚水量を４地点の流量計から測定することができ、各接続点における処理区域内の汚水量と有収水量との比較、晴天時と雨天時の流量比から、不明水侵入エリアを絞り込むことが可能になると考えています。エリアを特定した後、できる限り速やかに適切な改築・修繕を実施し、有収率の向上に取り組めます。
----------------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号		年度	番号
		0 4	1 1
時 期	令和4年8月23日 報告		
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他		
担当課	上下水道局（下水道事業会計）		
項 目	滞納処分に係る事務手続きについて		
監 査 結 果 （意見等） の内容	下水道使用料は、地方自治法第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により強制徴収できる債権であり財産調査権が付与されています。しかし、本市の下水道使用料に関する債権については、所在調査や財産調査が不十分なまま消滅時効を迎え不納欠損処理がされている事例が見られました。令和元年度の決算審査において、財産調査を積極的に行うよう意見をしたところです。 令和3年度の財産調査の実施状況について確認したところ、「一部の下水道使用料に関する債権について7人の財産調査を実施し、うち4人が有資力であったため、特別郵便で催告を行った結果、3人から自主納付があり、残り1人については有資力であるにもかかわらず納付に応じないため、やむなく令和4年度に入って差押えを執行した。今後も、対象者については財産調査を定期的に行い、納付に応じない者に対しては差押えを執行し、不納欠損額の減少に向けて取り組む。」旨の説明を受けました。 積極的な財産調査の実施により、滞納者からの自主納付等につながったことは評価できます。今後も引き続き適切な債権管理に努めてください。		

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和4年11月25日 措置通知
	一部の下水道使用料の滞納者については、財産調査を定期的の実施し、有資力者に対しては文書催告や電話催告を行いながら自主納付を促すとともに、納付に応じない者に対しては、滞納処分を行うなど適切な債権管理に努めます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 4	1 2

時 期	令和4年8月23日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	市立病院経営統括部
項 目	経営状況について
監 査 結 果（意見等） の内容	当年度決算は、総収益が129億5,074万円、総費用が125億8,413万円で、差引き3億6,661万円の当年度純利益（前年度純利益1億6,006万円）が生じています。その結果、当年度末処分利益剰余金は、前年度からの繰越利益剰余金3億6,691万円を加えて7億3,352万円となりました。 収益面では、医業収益について、前年度の収益と比較すると1億955万円増加しています。これは、入院収益が2億4,163万円減少したものの、外来収益が3億4,330万円、その他医業収益が788万円増加したことによるものです。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る国県補助金5億2,624万円の増加を含めた医業外収益が5億9,286万円増加した一方、特別利益が7億9,393万円減少し、事業収益全体では差引き9,151万円の減少となっています。なお、特別利益の減少は、前年度に一般会計からの基準外繰入れ5億7,000万円、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金2億2,664万円の受入れがあったことによるものです。 費用面では、医業費用について、前年度の費用と比較すると5,428万円減少しています。これは、減価償却費が2,607万円、材料費が2,203万円、経費が1,661万円増加したものの、給与費が1億2,359万円減少したことなどによるものです。また、医業外費用が1,997万円、特別損失が2億2,379万円減少したことで、事業費用全体で2億9,806万円の減少となっています。なお、特別損失の減少は主に、前年度は受け入れた慰労金2億2,664万円の支給があったことによるものです。 以上のことから、当年度純利益は3億6,661万円となり、前年度と比較すると2億654万円増加しています。医業収支だけでみると、当年度12億7,325万円の損失となるものの、前年度より1億6,384万円改善されています。 新型コロナウイルス感染症による令和3年度収支への影響について、「外来収益は前年度より増加したが、入院患者の受入制限によって、入院収益が12億1,355万円（令和3年度平均入院単価64,417円×令和4年度目標入院患者数315人/日×365日－令和3年度決算額61億9,279万円）落ち込んだ。また、新型コロナウイルス感染症関連補助金として国、県及び市から11億8,738万円受け入れた。」旨の説明を受けました。 令和3年度における1日当たりの入院患者数は263.4人（令和2年度296.6人、令和元年度340.1人）と新型コロナウイルス感染症の影響による患者数減少は一定やむを得ないと考えますが、医業収支改善のためには入院患者数を増加させることが必須であると考えます。今後も地域医療機関との連携強化を図り、紹介患者を増やすなど、引き続き新規患者の獲得に取り組んでください。一方、入院患者1人1日当たりの診療収入は64,417円（令和2年度59,432円、令和元年度53,981円）とクリニカルパス（入院から退院までの治療や検査のスケジュールを時間の経過に沿って作成した計画書）の見直し等の成果により、入院単価が大幅に増加して

	いることは評価できますが、患者数とのバランスが適切なものであるか検証し、効果的な病床運営に取り組んでください。 また、国から示された経営強化ガイドラインを踏まえ、持続可能な経営基盤の強化、今後の医療提供体制、経営形態の見直し及び今後の課題についてとりまとめた「宝塚市立病院が目指す病院像（以下「目指す病院像」という。）」において、市立病院の今後のあり方が示されました。 その中では、配管設備の劣化調査を行った結果、劣化状況を総合的に勘案すると今後は配管更新工事ではなく、建替えに向けた議論を進めていく必要があり、現在の稼働病床数 389 床で現地建替えを行った場合の建替え費用は約 262 億円と試算しています。そして、病床数を 350 床として建て替えた場合の新病院開院後の収支シミュレーションでは、「4 年目以降は黒字を確保できる見込みである。」と示されていますが、これは入院単価 65,000 円、病床稼働率 87.4%（1 日当たりの入院患者数 305.9 人）の達成を前提条件として算出しており、近年の実績からは収支シミュレーションで示されている前提条件を達成することは容易ではないとの印象を受けます。今後も医業収益を高めるための取組を強化し、収支が安定した着実な病院経営に努めてください。
--	---

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和 4 年 1 1 月 2 5 日 措置通知</u> 「宝塚市立病院が目指す病院像」においては、収支の黒字化と建替え必要資金の確保に向けて策定した資金不足等解消計画を示したうえで、計画の実現に向けた取組方針を定めています。加えて、入院収益の確保が経常黒字化の最優先課題であると認識していることを明記しました。 現下も入院収益の増収を目指し、更なる入院単価の向上並びに地域の医療機関との連携強化にも取り組んでいます。入院単価は順調に上向きに推移しているものの、入院患者数は、地域連携の取組強化に関わらず、目標に大きく及ばない状況です。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大も目標達成を阻む要因ではありますが、入院患者の増加に向けては、業務プロセスの見直しやマンパワーの再配分や増員等を検討、実施して、目標達成を引き続き目指していきます。
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

	整理番号	年度	番号
		0 4	1 3
時 期	令和4年8月23日 報告		
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他		
担当課	市立病院経営統括部		
項 目	診療科別損益計算書について		
監 査 結 果（意見 等） の内容	市立病院では、経営状況の分析を行うため、毎年度決算時に「診療科別損益計算書」を作成しています。令和3年度分については、「新型コロナウイルス感染症対策の影響などにより、業務が繁忙であったことから未作成である。」旨の説明を受けましたが、厳しい経営状況下において、正しい経営判断を行うためには、損益構造の異なる診療科や管理部門を一括りにした病院事業全体の収支状況や年度別の変化だけではなく、各診療科の状況を的確に把握し分析することは欠かせないものと考えます。 そのために必要となる診療科別損益計算書を速やかに作成し、経営分析や経営計画の進捗管理に役立てるよう努めてください。		

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年11月25日 措置通知</u> 科別損益計算書の意義は意見書のとおり認識しています。 令和3年度の科別損益計算書の作成に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に病棟を閉鎖したことや、各部門のシステム変更による抽出データのレイアウト変更による手戻り等により、損益計算書作成システムの運用においてエラーが多発しました。 診療科別損益計算書作成業務が正常に運用できるよう、その都度システム会社と調整を図っており、現在、診療科別損益計算の完成に向けて最終段階の調整を行っています。 次年度の作成については、事前に使用するデータの規格を経営統括部内で共有し、作業の手戻りがないようにして、早期の科別損益計算書の作成に努めます。
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 4	1 4

時 期	令和4年8月23日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	市立病院経営統括部
項 目	時間外勤務の状況について
監 査 結 果（意見 等） の内容	令和3年度の時間外勤務が多い職員上位20人の状況を見ると、経営統括部の職員が9人を占め、その中には1箇月の時間外勤務時間が100時間に及ぶ職員も見られました。 経営統括部については、これまでの決算審査においても、時間外勤務の削減に積極的に取り組むよう重ねて意見してきましたが、時間外勤務の状況に改善が認められません。時間外勤務の主な理由について、「専門性の高い業務があり、担当内での業務の平準化が困難であること及び新型コロナウイルス関連業務（職員のワクチン接種、帰国者・接触者外来、正面玄関での患者検温、集団ワクチン接種等）の増加のためである。」旨の説明を受けました。 新型コロナウイルスの対応に関連して、病院全体として一時的に業務量が増加することは一定やむを得ないと考えますが、コロナ禍の厳しい状況の中、職員の健康管理にも十分に配慮しながら乗り切るためには、これらの業務に当たる臨時的な人員を確保することも必要ではないかと考えます。 個々の職員への業務配分や職種による職員数の不均衡の解消、業務効率化の可能性等についても十分な検証を行い、引き続き時間外勤務の削減に取り組んでください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和4年11月25日 措置通知 新型コロナウイルス関連業務（発熱外来、帰国者・接触者外来）に対応するため、8月下旬から発熱外来に派遣社員を配置しています。11月1日現在、派遣社員を3名まで増員し、職員の負担軽減に努めています。 また、10月1日付で事務職員1名を採用し、また、来年4月1日付での事務職員2名の採用を予定しており、引き続き病院による職員の採用や、業務効率化の向上についても検証を行い、時間外勤務の削減に取り組めます。
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 4	1 5

時 期	令和4年8月23日 報告							
種 類	1 定監	2 財援	3 工監	4 随監	5 住監	6 決算	7 例月	8 その他
担当課	市立病院経営統括部							
項 目	債権管理について							
監 査 結 果 (意見等) の内容	「宝塚市立病院診療費債権管理マニュアル」においては、診療費の未収が発生したときは、翌月の20日までに督促を行い、それでもなお納付の意思が認められない場合には催告を行うこと、また、催告の納期限後1箇月を経過しても納付又は分納誓約等のない案件については、未収金回収契約弁護士事務所（以下「弁護士事務所」という。）へ回収を依頼すること、さらに、債権を適正に管理するため、診療年月日や入院・外来の区分等の基礎情報から納付交渉、対応状況の全ての記録を滞納者毎に整理した債権管理台帳（以下「台帳」という。）を整備することが示されています。しかし、台帳を確認したところ、管理事項である督促年月日や時効完成日、交渉記録等が適切に記録されていないものがありました。このことについて、「過去に別ファイルで管理していたデータを台帳に移行できていなかったものがある。」旨の説明を受けましたが、適正かつ一元的に債権管理を行うため、速やかに台帳を整備してください。							
	また、令和3年度の弁護士事務所への回収委託額、回収額及び回収率は次表のとおりです。							
	回収委託額		回収額		回収率			
	1, 049, 770円		323, 071円		30. 8%			
	弁護士事務所への回収委託の取組により、令和2年度の回収率 25.6%を上回る回収率 30.8%の実績に繋がっていることは評価できます。一方、令和3年度中の債権放棄額上位10人に係る債権放棄に至る経緯及びその理由を見ると、うち6人について消滅時効の完成によって債権放棄していますが、弁護士事務所から回収不能である旨の報告を受けて以降、債権放棄まで臨戸訪問等の対応をしていませんでした。弁護士事務所の業務記録を見ると、弁護士事務所の対応としては、警告書、分割提案書等の文書送付と電話による催告を一定繰り返し行い、これらに反応がない場合は回収不能として市に報告していることから、病院自らも真に回収不能であるか調査することは必要ではないかと考えます。							
債権管理においては、債権放棄前に必ず臨戸訪問をするなど、滞納者の生活実態の把握に努め、安易な債権放棄とならないよう未収金対策に取り組んでください。								

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和4年11月25日 措置通知
	業務の効率化とより適切な債権管理のため、新たな債権管理システムを導入する過程で一部のデータに移行漏れがありました。これらの移行漏れについては既に是正、整備して、債権管理台帳の一元化を完了しています。 また、今年度末で債権放棄が予測される高額な未収金を有する案件について、下半期に臨戸訪問を行い債権回収に努めます。

監査結果（意見等）事項整理票

	整理番号	年度	番号
		0 4	1 6
時 期	令和4年8月23日 報告		
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他		
担当課	市立病院経営統括部		
項 目	施設の老朽化対策について		
監 査 結 果 （意見等） の内容	これまで宝塚市立病院長期保全計画（以下「保全計画」という。）に基づき計画的な施設保全を行ってきましたが、配管設備の劣化に伴う改修については保全計画には含まれておらず、昭和59年5月開院の市立病院は令和4年度で築38年が経過し、近年、配管設備の劣化に起因する漏水事故等が頻発しており、配管設備の老朽化について抜本的な対応を迫られています。 このような状況を踏まえ、令和3年度に実施した配管設備劣化調査外業務委託では、「早期に更新を行わなければ、施設の使用に重大な影響が発生することが危惧される。」と報告されました。また、目指す病院像では、「配管の更新工事には概算で約37億円、工期は5年7箇月になることや、この他にも、工事に伴う病棟や診療の休止により約69億円もの収益の損失が見込まれることから、配管更新工事に要する工期・工事費、診療・入院休止に伴う影響、配管以外の建物や設備の機能面での劣化状況を総合的に勘案すると、今後、配管更新工事ではなく、建替えに向けた議論を進めていく必要がある。」と示されています。 施設の老朽化対策について今後の方向性を確認したところ、「今後の改修は、設備の老朽化の状況、故障したときの影響、現施設の使用期間を考慮し、更新が必要なものについて優先順位を付け実施する。」旨の説明を受けました。 病院の建替えに向けた議論が今後進められると考えますが、新病院の開院に要する期間として、仮に現地建替えとした場合のスケジュールであっても、基礎調査から新病院が開院するまで8年近くを要すると見込まれています。それまでの間、現在の建物設備の老朽化状況を踏まえ、施設の適切な保全を実施することが必要です。また、病院経営に大きな影響を及ぼすため、予防保全が必要なものについて、優先順位を付けた計画を策定し、その費用については資金不足解消計画[総1]における収支計画の中に盛り込むとともに、今後の病院建替えの方向性を検討する際には、この収支計画を踏まえ慎重に検討していく必要があると考えます。 今後も市民が必要とする医療を継続して提供できるよう、施設の適切な維持保全に努めてください。		

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和4年11月25日 措置通知
	施設の適切な維持保全については、現時点で建替時期が決定されていませんが、患者に直接影響する設備を最優先に予防保全を行っていく必要があると考えています。 特に、病棟の配管については劣化が著しく、今後の病棟運営に支障が出ることが予測されるため、必要最低限の更新工事を計画するとともに、院内の重要な空調設備、熱源機器についても更新工事の計画を策定します。 なお、これらの更新工事を実施する場合には、毎年度の決算を踏まえて見直している資金不足等解消計画に盛り込んでいきます。